

○総務省令第二十七号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の三の見出し中「補正」を「補正等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「区分所有者」の下に「（建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。）」を加え、「天井」に、「程度等」を「程度又は仕上部分の程度」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に、「道府県知事が」を「当該道府県知事が」に、「か

かわらず、当該補正の方法によつて行なう」を「かわらず、当該補正の方法により行う」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「によつて行なう」を「により行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「一棟の建物」を「家屋」に改め、「により」の下に「同法第二条第四項に規定する」を加え、「本項」を「この項」に、「天井よう」を「天井」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「に規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分」を「の規定の例により算定した同法第二条第三項に規定する専有部分（以下この条及び次条において「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に改め、同項第一号中「天井よう」を「天井」に、「天井」を「天井」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十三条の二第四項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

第七条の三の三を第七条の三の四とし、第七条の三の二を第七条の三の三とし、第七条の三の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の二第五項の専有部分の床面積の割合の補正等）

第七条の三の二 法第七十三条の二第五項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

2 第七条の三第二項及び第三項の規定は、法第七十三条の二第五項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。

3 法第七十三条の二第五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積は、同項に規定する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計から同項第二号に規定する専有部分の床面積の合計を控除して得た床面積に、次の算式により計算した同項第一号に規定する人の居住の用に供する専有部分に係る数値を当該居住用超高層建築物における全ての人の居住の用に供する専有部分に係る当該数値の合計で除した数値を乗じたものとする。

人の居住の用に供する専有部分の床面積 \times $\{100 + (10/39)\} \times$ (人の居住の用に供する専有部分が所在する階 - 1) }

4 第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該道府県の条例で定めるところにより道府県知事に申し出た場合において当該道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。ただし、当該居住用超高層建築物

に係る固定資産税について第十五条の三の二第四項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが
適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

5 第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの
取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を当該道
府県の条例で定めるところにより道府県知事に申し出た場合において当該道府県知事が当該補正の方法に
よることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。た
だし、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について第十五条の三の二第五項の規定により市町村長
が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができ
る。

第十五条の三第二項中「第七条の三第一項及び第二項」を「第七条の三第二項及び第三項」に改め、同条
第三項ただし書中「第七条の三第三項」を「第七条の三第四項」に改める。

第十五条の三の二第二項中「第七条の三第一項及び第二項」を「第七条の三第二項及び第三項」に改め、
同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該居住用超高層建築物に係る不動産取得税について第七条の三の二第四項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

第十五条の三の二第五項に次のただし書を加える。

ただし、当該居住用超高層建築物に係る不動産取得税について第七条の三の二第五項の規定により道府県知事が当該補正の方法によることが適当と認めるものがある場合には、当該補正の方法により行うことができる。

附則第四条の四第八項第二号及び第十四項第二号中「百三十」を「百四十」に、「平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車」を「又は平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車」に改める。

附則第四条の五の見出しを「(法附則第十二条の二の二第二項第一号イのガソリン自動車等)」に改め、同条中第二十五項を第二十七項とし、第二十四項を第二十六項とし、第二十三項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上で」を削り、「平成三十二年燃費基準達成レベルが」の下に「百以上」を

加え、「平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二項から第二十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項中「附則第十二条の二の二第二項」を「附則第十二条の二の二第二項第一号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五に第一項として次の一項を加える。

法附則第十二条の二の二第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

ス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第

一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の六第三項第二号中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に、「平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準百十パーセント向上達成車」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項第二号中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に、「平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「附則第十二条の二の四第二項第二号」を「附則第十二条の二の四第二項第二号ロ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 法附則第十二条の二の四第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四

分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第二十二條第一項中「第七條の三の三第二項」を「第七條の三の四第二項」に改める。

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 (別添①) 挿入

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 この省令による改正後の地方税法施行規則第十六号の九様式は、この省令の施行の日以後の自動車の取

得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。